

忍野村 議会だより

Vol.103

令和5年2月1日 発行



令和5年 忍野村成人式

目 次

■議長あいさつ	2
■村長所信表明	3
■忍野村議会人事の紹介	4
■一般会計12月補正予算概要	5
■議案審議	6
■一般質問	8
天野 秋弘議員	●村民の生活と営業を支援する施策について ●補聴器購入への補助について ●保育所等のオムツの持ち帰り廃止について ●一市二村道について
櫻井をさみ議員	●施設管理体制について ●忍野村特産品と保護維持体制について
渡邊 壽幸議員	●忍野小学校建設工事設計管理について ●忍野小学校一期工事の発注について ●忍野村の財政状況について ●富松氏外からの土地購入について

令和4年 第4回 忍野村議会定例会

〔会期〕 12月5日～21日

議長あいさつ

忍野村議会議長

天 野 弥 一



令和5年を迎えるにあたり、村議会を代表いたしまして、謹んで新年のあいさつを申し上げます。

昨年中は、村議会の活動に関しまして、ご理解とご協力を賜り、村民の皆様には心からお礼申し上げます。引き続き本年もよろしくお願い申し上げます。さて、私は12月定例議会にお

いて、議員の皆様の全会一致のご推挙により、忍野村議会第73代議長に選任いただきました。このことは、私にとりまして身に余る光栄であり、また、責任の重さに身の引き締まる思いでもあります。

我々議員は、苟も日本国憲法第93条第1項の規定により設置された議事機関のメンバーであり、申し上げるまでもなく、地方自治法などに定められた重要な責務を負っております。議員各位には法令遵守を徹底し、議会の機能が健全かつ最大限に発揮されるような議会運営を目指

し、それが結果として、村民の豊かさの向上につながれば幸いです。でございます。

議会は熟議の上、意見の合意を形成するための場であります。私も法令を遵守したうえで、議員全員による活発な議論と、議会が一つになって建設的な集約が図れるよう、議長の職に臨んで参る所存であります。

もとより微力ではありますが、議員並びに村長はじめ執行部局のご指導ご協力を賜りながら、豊かで希望に満ちた明るい忍野村を取り戻すため、全力を尽くして参る所存でございます。どうぞ村民の皆様、よろしくお願い申し上げます。

結びに、皆さまにとりまして令和5年が素晴らしい年となりますことをご祈念申し上げます。新年のあいさつといたします。

村長所信表明



に入札が執行され落札業者が決定いたしました。

本日、ここに令和4年第4回

当初の計画よりかなり遅れている状況ではありますが、一日も早い小学校完成を目指し尽力してまいりますので、ご支援ご協力を御願い申し上げます。

忍野村議会・定例会が開催されるにあたり、私の所信と共に提出いたしました案件の概要についてご説明申し上げ、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

また、11月30日の第6回臨時議会には、人事院及び山梨県人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告による条例改正。

上げます。

更には、忍草区からの要望で

はじめに、忍野小学校建設についてであります。過日の臨時議会におきましても報告させていただきましたが、11月22日

あります疫神社西側の特権地内の大きな樹木の枝打ち及び伐採の予算、また、観光交流拠点ネットワーク整備事業の、「富士山

眺望と森林浴を楽しめる場の創出」として二十曲峠周辺整備事業を進めてまいりました本年9月1日、メイン施設となる展望

になりましたが、先月から再び感染者数が上昇傾向になり、現在は第8派の最中であります。

テラス「SORANOORO」の整備が完了し、オープンをさせていただきましたが、多くの皆様にご好評を頂いております。

これからの基本的な感染予防策である「手洗い」「うがい」「手指の消毒」「マスクの着用」「3密の回避」を一人ひとりが徹底して

このことから、お出で頂く皆様が安全で快適な利用ができる為の継続費補正など、これらの事業を1日も早く実施するた

いただきますよう、尚一層のご理解ご協力をお願い申し上げます。

めに提案させていただきましたが、議会流会となったため同日付けで専決処分を行いましたので、併せてご報告いたします。

今後とも本村でも、住民福祉向上のため更なる努力を積み重ねて参る所存でございますので、村民の皆様方を始め、議員各位の更なるご支援ご協力をお願い申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感

(案件の概要は省略)

染症の状況であります。ワクチン接種のペースが加速しようやく改善の兆しが見られるよう

忍野村長 天野 多喜雄

令和4年12月5日

忍野村議会人事の紹介

次のとおり、我々が担当しております。住みよい忍野村、活力ある忍野村をつくるよう、全委員一丸となって頑張りますのでよろしくお願いいたします。相談ごとがありましたら気軽におたずねください。

議長

天野 弥一

副議長

小林 太伸

総務教育厚生常任委員会

●所管事項

①総務課、企画課、税務課、出納室、教育委員会、住民課、福祉保健課、選挙管理委員会、公平委員会及び監査委員の事務に関する事項
②他の常任委員会の所管に属さない事項

委員長 堀内 義郎

副委員長 渡邊 壽幸

委員 渡邊 喜久一

委員 田邊 宏哉

委員 天野 秋弘

委員 天野 弥一

観光産業土木常任委員会

●所管事項

①観光産業課、建設課及び環境水道課の事務に関する事項
②農業委員会の事務に関する事項

委員長 大森 浩義

副委員長 櫻井 をさみ

委員 小林 太伸

委員 渡邊 隆三

委員 湯山 央

委員 三浦 哲朗

議会運営委員会

委員長 湯山 央

副委員長 渡邊 隆三

委員 堀内 義郎

委員 大森 浩義

委員 渡邊 壽幸

委員 櫻井 をさみ

北富士演習場

対策特別委員会

委員長 大森 浩義

副委員長 渡邊 壽幸

委員 渡邊 隆三

委員 天野 弥一

富士吉田市外二ヶ村

恩賜県有財産保護組合

会議員

大森 浩義

渡邊 隆三

渡邊 壽幸

鹿留山恩賜県有財産保護組合議員

堀内 義郎

小林 太伸

渡邊 喜久一

監査委員

田邊 宏哉

富士五湖広域行政事務組合議員

渡邊 喜久一

渡邊 隆三

山梨県後期高齢者医療広域連合議員

渡邊 喜久一

富士東部広域環境事務組合議員

渡邊 喜久一

消防委員

田邊 宏哉

大森 浩義

一般会計12月補正予算概要

●歳入 61,245千円

※この内、下記は主な歳入補正のみ記載しているため合計金額は一致しません。

款	項	補正予算額 (単位：千円)	主 な 内 容
11.地方交付税	1.地方交付税	6,839	普通交付税 6,840,000円
15.国庫支出金	2.国庫補助金	13,420	新型コロナウイルス感染症対応地方創世 臨時交付金（重点交付金分） 13,129,000円
16.県支出金	2.県補助金	3,127	山梨県議会議員選挙執行経費補助金 3,127,000円
17.財産収入	1.財産運用収入	1,092	忍草区特権地賃借料 1,092,000円（後期分）
19.繰入金	1.基金繰入金	30,766	財政調整基金取崩し総額 826,453,000円

●歳出 61,245千円

※この内、下記は主な歳入補正のみ記載しているため合計金額は一致しません。

事 業 名	補正予算額 (単位：千円)	主 な 事 業 内 容 (主な費用のみ掲載のため、合計が左記金額と一致しない場合があります)	担当課
基幹系システム管理運営事業	4,103	基幹系システム更新機器等利用料 4,102,500円（R5年1月～3月分）	企画課
山梨県議会議員選挙	3,127	選挙システム対応業務委託費 429,000円 他 事務経費等	総務課
介護保険会計繰出金事業	10,000	介護保険会計繰出金 10,000,000円	福祉保健課
土地改良基盤整備事業	1,961	渋川用水路草刈り工事 2,521,200円 ※補正後	観光産業課
松くい虫被害対策事業	4,507	松くい虫被害木防除費（秋分） 4,507,000円	
観光施設維持管理事業	2,226	第三公衆便所敷地塀新設工事 2,226,121円	
道路維持補修事業	8,477	村道鐘山新線ソーラー式街路灯更新工事 3,715,000円 内野地区河川敷簡易舗装工事 増額補正 4,762,000円	建設課
体育施設管理運営事業	2,279	各施設電気料金補正 2,279,000円	教育委員会

議

案

審

議

こんなことが決まりました

諸般の報告

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価報告書の提出があり報告されました。

承認

●承認第57号

専決処分の承認を求める件

〔忍野村職員給与条例の一部改正の件〕

以上の件は、質疑・討論がなく採決の結果、全会一致で承認されました。

●承認第58号

専決処分の承認を求める件

〔令和4年度忍野村一般会計補正予算(第5号)〕

以上の件は、質疑・討論がなく採決の結果、賛成少数で承認されませんでした。

●賛成議員

堀内 義郎・田邊 宏哉・大森 浩義
湯山 央・三浦 哲朗

●反対議員

小林 太伸・渡邊喜久一・渡邊 隆三
渡邊 壽幸・櫻井をさみ・天野 秋弘

認定

●認定第19号

令和3年度忍野村一般会計歳入歳出決算認定の件

●監査報告

米山喜一郎代表監査委員より一般会計の監査報告がありました。

以上の件は、質疑・討論がなく採決の結果、賛成少数で認定されませんでした。

●賛成議員

堀内 義郎・田邊 宏哉・大森 浩義
湯山 央・三浦 哲朗

●反対議員

小林 太伸・渡邊喜久一・渡邊 隆三
渡邊 壽幸・櫻井をさみ・天野 秋弘

●監査報告

米山喜一郎代表監査委員より全特別会計の監査報告がありました。

●認定第20号

令和3年度忍野村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件

●認定第21号

令和3年度忍野村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件

●認定第22号

令和3年度忍野村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件

●認定第23号

令和3年度忍野村平山簡易水道特別会計歳入歳出決算認定の件

●認定第24号

令和3年度忍野村人づくり資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定の件

●認定第25号

令和3年度忍野村介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件

●認定第26号

令和3年度忍野村介護予防防支援助事業特別会計歳入歳出決算認定の件

以上の7件は、質疑・討論がなく採決の結果、賛成多数で認定されました。

●賛成議員

堀内 義郎・小林 太伸・渡邊喜久一・田邊 宏哉・大森 浩義・渡邊 隆三
渡邊 壽幸・湯山 央・櫻井をさみ・三浦 哲朗

●反対議員

天野 秋弘

●認定第27号

令和3年度忍野村水道事業会計歳入歳出決算認定の件

● 監査報告

米山喜一郎代表監査委員より水道事業会計の監査報告がありました。

以上の件は、質疑・討論がなく採決の結果、全会一致で認定されました。

補正予算

● 議案第57号

令和4年度忍野村一般会計補正予算(第6号)

● 議案第58号

令和4年度忍野村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

● 議案第59号

令和4年度忍野村下水道事業特別会計補正予算(第2号)

● 議案第60号

令和4年度忍野村平山簡易水道特別会計補正予算(第2号)

● 議案第61号

令和4年度忍野村介護保険特別会計補正予算(第2号)

● 議案第62号

令和4年度忍野村水道事業会計補正予算(第2号)

以上の6件は、質疑・討論がなく採決の結果、全会一致で可決されました。

条例の制定・一部改正

● 議案第63号

忍野村情報公開・個人情報保護審査会設置条例等の一部改正の件

● 提案理由

個人情報保護に関する法律(以下「新法」という。)が改正され、令和5年4月1日から地方公共団体も新法の規定が適用されることとなるため、現行の忍野村個人情報保護条例を廃止し、新たに新法の施行に必要な事項を定める条例の制定が必要であるため。

● 議案第64号

忍野村情報公開・個人情報保護審査会設置条例等の一部改正の件

● 提案理由

個人情報保護に関する法律の改正により、現行の忍野村個人情報保護条例が廃止され、新たに忍野村個人情報保護法施行条例が制定されることに伴い、関係条例の改正が必要であるため。

以上の2件は、質疑・討論がなく採決の結果、全会一致で可決されました。

委員会提出議案

● 委員会提出議案第2号

忍野村議会の個人情報保護に関する

る条例の制定の件

● 提案理由

個人情報保護に関する法律の改正により、行政機関の保有する個人情報の保護に関しては一元化されることになるが、議会は適用の対象外であり、議会として個人情報保護制度を設ける必要があるため。

● 委員会提出議案第3号

忍野村議会会議規則の全部改正の件

● 提案理由

標準町村議会会議規則第2条の欠席の届出の事由が改正され、併せて会議規則全体の整文を行うため。

以上の2件は、質疑・討論がなく採決の結果、全会一致で承認されました。

請願

● 請願第1号

適格請求書等保存方式(インボイス制度)導入に係るシルバー人材センターへの安定的事業運営のための適切な措置を求める請願の件

● 請願第2号

加配定数の振り替えによらない小学校三十五人学級の実施、中学校での三十五人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書の件

以上の2件は採決の結果、全会一致で採択され、国の関係機関に意見書を提出しました。

同意

● 同意第6号

忍野村副村長の選任につき同意を求める件

副村長の選任に後藤哲男氏が全会一致で同意されました。

継続審査

- ・ 議会運営委員会委員長
- ・ 総務教育厚生常任委員会委員長
- ・ 観光産業土木常任委員会委員長
- ・ 北富士演習場対策特別委員会委員長

以上の委員会より閉会中の継続審査の申し出がありました。



ここが
聞きたい!

一般質問



天野秋弘
議員

質問① 村民の生活と営業を 支援する施策について

問 い 天野秋弘議員

新型コロナウイルスは第8波をむかえ、さらにロシアのウクライナ侵略、異常な円安、物価高騰など、いくつもの悪影響に村民生活と企業経営が苦しめられていると思います。行政が生活と営業を支援する時ではないでしょうか。過去に観光協会に2千万円を補助しましたが、その使途について報告を求めます。

コロナ発生時よりも、収入が大きく減少した企業には、一定額の補助金を支給する。値上がりした分の光熱費への補助、肥料・飼料代への補助を行う。国保税の子どもへの課税を免除する。生活困窮者への支援では、国の施策として非課税世帯への5万円の支給が行われていますが、これに上乗せする。低所得者に同等の支給を行う。福祉灯

油の実施などを行う考えはありませんか。

答 え 渡邊 仁観光産業課長

「村民の生活と営業を支援する施策について」の内、「観光協会への新型コロナウイルス感染症対応支援交付金」「コロナ発生時よりも、収入が大きく減少した企業には、一定額の補助金の支給」「物価高騰対策として、値上がりした分の光熱費への補助、肥料・飼料代への補助」のご質問にお答えいたします。

まず、「観光協会への新型コロナウイルス感染症対応支援交付金」については、昨年度に1362万3950円を協会員に支援給付金等として支出した決算報告を受けております。残金は基金とし、本年度総会において予算組みを致しましたが、本年5月に会長等執行部が交代となり、今後の活用を検討している段階にあるとの報告を受けております。

次に、「コロナ発生時よりも、収入

が大きく減少した企業には、一定額の補助金の支給」については、現在3回目であります商品券事業は、議員の質問事項にあるとおり「村民の生活と営業を支援する施策」として実施しております。また、以前より実施しております「商工業振興資金等利子補給金」、令和2年度に実施しました「商工振興災害対策資金貸付」は村内経済を下支えしています。

次に、「物価高騰対策として、値上がりした分の光熱費への補助、肥料・飼料代への補助」については、国の燃油価格高騰対策を効果的に利用すべきであり、村の「種子・種苗購入費助成事業補助金」は、直接的ではありませんが、肥料・飼料代の負担軽減につながります。また、先月に開始された県の「省エネ・再エネ施設導入加速事業費補助金」は、ウクライナ情勢を見据えた新たな取り組みとして注視していく必要があります。

コロナ禍及び燃油等高騰対策は、今後の状況如何で対応を緊急に検討することが大事であると考えております。

答 え 後藤えりか住民課長

「村民の生活と営業を支援する施策について」の中の「国保税の子どもへの課税免除について」でございますが、

今年度より国の施策に基づき、本村においても国民健康保険税条例を改正し、小学校就学前子どもに係る均等割保険税について、その5割を公費により負担軽減しているところです。

廃止につきましては、将来的な保険税負担の平準化を踏まえつつ、国民健康保険制度の安定的な財政運営を図る観点から、今後国や県が主導すべき案件であると考えております。

答 え 天野勇人福祉保健課長

「村民の生活と営業を支援する施策について」の内、「生活困窮者への支援」「5万円に上乗せ」「福祉灯油」のご質問にお答えします。

非課税世帯生活困窮者への5万円の支給に係る対象世帯数と人数についてのご質問ですが、名称が電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金で非課税世帯475世帯と令和4年1月2日以降に転入した方がいる世帯278世帯の計753世帯が対象になります。

また、非課税世帯以外の低所得者への上乗せや独居老人世帯や障害を持つ世帯に福祉灯油の購入助成を行う考えはあるかとのご質問ですが、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金以外の給付金がございますが、国の政策で令和4年度住民税非課税世帯等に

対する臨時特例給付金1世帯当たり10万円の給付がございます。

また、県の政策で住民税所得割非課税世帯を対象に生活困窮者緊急生活支援金1世帯当たり1万5千円の給付、物価高騰対策生活支援金令和4年度住民税均等割のみ課税世帯に1世帯当たり3万円の給付がございます。

以上のことから、生活に困窮している方々に給付がかなり手厚くなっておりますので、村の施策につきましては、状況を見ながら検討していきたいと考えております。

再質問

天野秋弘議員

商品券のことが答弁されるとは思いませんでした。また、資金貸付も持ち出して、「村内経済の下支えしている」との答弁ですが、質問の「コロナ前より収入の減少した企業への補助金支給」については答弁がありません。ちゃんと答えてください。

種子の補助を持ち出しましたが、近年の物価高騰には関係ありません。「今後の状況如何で」との答弁ですが、いま物価高騰に村民や企業は苦しんでいるのです。ただちに対応策を実施することを求めます。

国保税の子どもへの課税免除については、「国や県が主導すべき案件」と

の答弁ですが、村は国保税について検討も考えるかもしれないということで。非課税世帯など生活困窮者への補助については、「状況を見ながら検討する」との答弁ですので前向きに検討してください。

答 え 渡邊 仁 観光産業課長

「コロナ発生時よりも、収入が大きく減少した企業には、一定額の補助金の支給」については、商品券事業は、議員ご質問中にご指摘いただいたとおり、事業者の売り上げに貢献する効果があると当方でも考えており、そのことがコロナ発生時よりも、収入が大きく減少した企業等にも同様の効果が波及していると考えております。

「物価高騰対策として、値上がりした分の光熱費への補助、肥料・飼料代への補助」については、議員ご指摘のとおり、国及び県の交付金・補助金の活用が第一義であると考えております。県のウクライナ情勢対応は先駆けであり、県商工会連合会会長が山梨日日新聞紙上でも「事業者の経費削減に有効な一手」である旨言及しております。

答 え 後藤えりか 住民課長

国民健康保険制度が、将来にわたり

持続的、安定的に運営していく事ができるよう、国民健康保険法の改正により平成30年度から県も保険者となり、市町村とともに運営を担っております。

先ほど答弁いたしました但、今後保険税につきましては、同一の所得や世帯構成であれば、県内どこに住んでも保険税水準は同程度となること、税負担の公平性の観点から望ましいため、保険税水準の統一化を目指しております。

よって、子どもに係る均等割保険税軽減措置における更なる拡充につきましては、村内の子どもに限らず、「国の負担割合を引き上げるとともに、対象範囲を拡大すること」等全国町村会をとおり国へ要望しているところで、本村においても引き続き要望していく所存であり、まずは国の動向を注視してまいりたいと考えております。

再々質問

天野秋弘議員

観光協会の決算報告書は提出しているだけでしょうか。

村内企業の営業を支える姿勢が、国、県だのみで、村独自の直接支援については、行う考えがないと受け止めさせていただきます。

国保税の子ども免除についてですが、国保会計への国の負担割合を要望して

いるという点は評価できますが、村独自に判断することを求めます。これについては答弁はいりません。

答 え 渡邊 仁 観光産業課長

観光協会の決算報告書については提出させていただきます。

直接支援について、行う考えがないとは申し上げておりません。国及び県の交付金・補助金の活用が第一義であり、その利活用を南都留中部商工会と連携し、確実に効果ある施策として、村内事業者等に広く浸透させていくことだと考えております。

繰り返して申し上げますが、コロナ禍及び燃油等高騰対策は、状況如何で対応を緊急に検討することが大事であると考えております。

質問② 補聴器購入への補助について

問 い

天野秋弘議員

高齢者の約半数が難聴と推定されています。難聴で生活に支障をきたしている村民に、補聴器購入の助成を行う考えはありませんか。

補聴器の購入には現在保険が適用されていません。価格が平均で27万円という調査もあり、大きな支出であり購入できない方もいると思います。ぜひ補聴器購入の補助制度を実施していただきたいのですがいかがですか。

答 え 天野勇人福祉保健課長

本村における補聴器購入に係る公的助成制度としては、聴覚障がいの方の身体障がい者手帳の交付を受けている方を対象とした国の補助制度により対応しております。

また、村独自の補助制度として聴覚障がいの身体障がい者手帳の交付の対象とならない軽度・中度等の難聴児に対し、補聴器購入に係る費用の一部を助成する、補助制度がございます。この補助制度は、難聴児の言語の習得、教育等における健全な発達を支援するため一定の要件を満たした場合に補助金の交付を受けることができるものでございます。

さて、議員ご指摘の高齢者における難聴、いわゆる加齢性難聴者の補聴器購入補助につきましては、本村に補助制度はございません。現状では、国の動向を注視しつつ、山梨県や近隣市町村の動向を見極めながら、今後の検討課題とさせていただきます。

再質問

天野秋弘議員

私、子どものことなんて質問していいですか。「高齢者の半数が難聴と推定されます」と高齢者の補聴器補助について質問しています。

近隣の動向を見極めるのもいいですが、忍野村が率先して実施してもらいたいのです。

答 え 天野勇人福祉保健課長

高齢者の補聴器購入補助につきましては、現在忍野村地域包括支援センターにおいて高齢者の相談業務を行っておりますので、相談業務を通じてまずは実態を把握することに重点を置き、前向きに検討していきたいと考えております。

再々質問

天野秋弘議員

ぜひ実施してください。

答弁はいりません。

質問③ 保育所等のオムツの持ち帰り廃止について

問 い

天野秋弘議員

現在、村の保育所では幼児のオムツを保護者に持ち帰らせていると聞いています。オムツの持ち帰りについては次のような3つの問題点があります。

1つ目は、使用済みオムツを持ち歩くことは不衛生であること、2つ目は、保護者の負担になること、お子さんが多い方は量も多くなり大変です。3つ目は、保育士さんにとっても負担は大きいものです。園児の子どもごとに使用済みオムツを分け、保管するのは大変な作業です。

こうした問題を無くすために、ぜひとも園内処理を実施していただきたいと思いますが、いかがですか。

答 え 天野勇人福祉保健課長

保育所では、使用済みの紙おむつは蓋つきの容器に入れ、設置している棚に並べており、それを保護者に持ち帰っていただきます。使用済み紙おむつの持ち帰りは、保護者が排泄物をチェ

ックしてお子様の健康状態を把握するための1つの手段になっていると考えております。

衛生面の課題につきましては、保育士が包装方法などを工夫し清潔な状態を保っております。

次に、保護者の負担軽減になることは考えられるので、保育所での処理方法や処理費用などと合わせて検討して行きます。

次に、保育士の負担については、調査の必要があると考えております。

再質問

天野秋弘議員

「保護者が排泄物をチェックしてお子様の健康状態を把握するための1つの手段」という答弁ですが、どこの保護者が、丸められてテープ止めされたオムツを自宅で開いてみますか。それこそ不衛生の極みです。健康状態の把握は別の方法でもできます。ぜひ持ち帰り廃止に向けて検討を進めてください。

答 え 天野勇人福祉保健課長

お子様の健康状態を知る上で便を確認することは1つの手段であると認識しております。一方で持ち帰ったおむつを自宅で開くことは不衛生であるとのこと指摘もございますので、お子様の

健康状態の確認方法も含めて検討して
いきたいと考えております。

再々質問

天野秋弘議員

ぜひ実施してください。
答弁はいりません。

質問④

一市二村道について

問 い

天野秋弘議員

県の事業ではありませんが、富士吉田、忍野、山中湖を結びいわゆる「一市二村道」の早期実現を私も願っています。

この道路について、本村のルートは確定し、その案を提示しながら、現在山中湖村で協議が行われている段階であると思います。そこで、その後山中湖村の様子を聞いていますか報告を求めます。

特に、私も賛成である「山中湖村平野地域に抜けるトンネル」について、本村のルート確定の時には、「山中湖村とも合意できている」旨の説明がありましたので、特にこの点について、山中湖村の意向が確認されているのか伺います。

答 え

天野正保総務課長

県道一市二村間連絡道路のルートは、令和2年度に山中湖村と共同で行った一市二村間連絡道路整備効果算定結果に基づき、現在も山中湖村行政区域内のルートの最終決定に向けた協議が行われています。

また、山中湖村平野地区にトンネルを抜くというルートが最も費用対効果に優れ、最も基本的な構想であることは忍野村と山中湖村の共通認識です。このことについては、過去に何度か答弁しているとおりです。

再質問

天野秋弘議員

この答弁は前にも聞いたことのある同じ内容です。私が質問しているのは、その後山中湖村には問合せをしたのかと聞いているのに、答弁できないということは山中湖村の審議状況について、問合せなどとしてなく、把握していないということですね。

また、「平野地区にトンネルを抜くというルートが忍野村と山中湖村の共通認識です」という答弁ですので、そのことを示す、根拠や書面の提出を求めます。

答 え

天野正保総務課長

事業の性質上、当然のことですが、山中湖村の動向については教えていただけの範囲で、その都度、状況を把握しております。

また、忍野村と山中湖村の共通認識に関する書面などありません。議会で再三にわたり、村長と私が答弁している内容が共通認識の根拠です。

再々質問

天野秋弘議員

「その都度状況を把握している」とのこと、最初からその内容を答えてくださいと質問しているのですが、答えられないということだと判断します。

また「書面などないが、この答弁が共通認識の根拠です」との答弁は暴論です。誰が信じますか。

一市二村道は山中湖村と忍野村を結ぶ道です。山中と忍野の接続地点について合意がされなければ一歩も先に進みませんよ。我が村の希望を言うのは結構ですが、そこに固執しているは実は遠のくばかりです。あらゆる可能性を視野に入れて、両村の利害が一致できる地点を探っていただきたいと思います。

答弁はいりません。

議会を傍聴しましょう

3階の議会事務局で受付をしていただくと誰でも傍聴できます。

3月定例議会の日程については、議会事務局に問い合わせてください。

■お電話でのお問い合わせ

忍野村議会事務局

☎0555-84-3111

☎0555-84-7780（直通）

ここが
聞きたい!

一般質問



櫻井をさみ
議員

質問① 施設管理体制について

問 い 櫻井をさみ議員

以下7か所の施設管理体制について

- ① 忍草区会事務所
- ② 内野区会事務所
- ③ 忍草コミュニティセンター
- ④ 内野コミュニティセンター
- ⑤ 忍草地区ゲートボール場
- ⑥ 内野地区ゲートボール場
- ⑦ 村民ふれあいホール

〔質問〕

・村民が身近な施設として活用しているが、忍野村では建物の管理・保全の計画策定を何年に行ったか。

・計画に沿い施設の管理を行い、安全に活用出ていると思いますが、それぞれの施設利用に支障が出ないような管理体制を行っているのか説明を求める。

答 え 天野正保総務課長

1点目の「①忍草区会事務所から⑦村民ふれあいホールの管理保全を行ううえでの計画策定について」ですが、保有する施設等の現状や施設全体の基本的な方針を定めた「忍野村公共施設等総合管理計画」を平成29年3月に策定しております。

また、総合管理計画と併せて各施設の現状や老朽化状況を踏まえ、今後の維持保全の整備内容、時期など具体的な計画を策定した「忍野村公共施設個別施設計画」を令和4年3月に策定しております。

2点目の「計画に沿った施設ごとの管理について」ですが、先ほどご説明しました計画に基づき管理を行っております。

まず、①の忍草区会事務所においては、現在、設備などの更新は計画しておりません。

次に、②内野区会事務所についてですが、内野区会事務所は内野コミュニ

ティセンターの一室を利用しておりますので、後程説明させていただきます。

③忍草コミュニティセンターについては、今後10年以内に、屋根、建物内部の更新及び長寿命化対策の実施を優先して検討していきます。

④内野コミュニティセンター、⑤忍草地区ゲートボール場及び⑥内野地区ゲートボール場については、いずれも、今後10年以内に外壁の更新及び長寿命化対策の実施を優先して検討していきます。

最後に、⑦村民ふれあいホールについては、部材等の予防保全を実施することにより、計画的に建築物の機能を原状回復させ、維持をしていきます。

再質問

櫻井をさみ議員

7つの施設含めて、保有する施設については「忍野村公共施設等総合管理計画」が平成29年3月に策定され「計画に沿った施設ごとの管理について」計画に基づき管理を行っているとの理解でよろしいか。

この中には建設されてから年数があまり経過していない施設もあり、今回の施設外観から見ると大丈夫のように見えるが、早々取り組まないと支障が出る施設もある。

〔質問〕

①内野コミュニティセンターは（内野区会事務所含む）内野地区の全て行事、内野住民の集まりの場、社会教育の拠点でもある。老朽化が進み、手を加えないと近い将来使用に支障が出る。

②内野老人センター現在の使用状況について。

内野コミュニティセンターと災害時などには、内野地区の災害拠点となる。安全に利用出来る方向性を示してほしい。

③忍草コミュニティセンターも利用状況と防災拠点との方向性はどう捉えているか。

④両地区のゲートボール場、健康づくりの場で憩いの場です。日々活用している施設である。コロナの終息も見えない中、安全に利用できるトイレ、手洗い場所、休憩所等は清潔で使いよくできないか。

⑤村民ふれあいホールは築27年が経過している。来館者が靴を履き替えることで、床等の痛み、汚れは最小限ですんでいる。ホールは利用目的が他の施設と違う。舞台のある発表の場として利用している。

12月4日、3年ぶりに子どもたち中心の参加型ミュージカル「青い鳥」の公演で利用した。残念なことに音響の不備があり、折角ここまで練習した子

どもたちの声が聞こえにくい、照明も不備があり、利用する村民に支障が出ては困る。子どもたちには大切な学びの場で、良い環境で発表をさせてやりたい。中学生にとっても学習に必要な不可欠のホールである。

しっかりと現場を見て、住民の利用に支障をない管理を求める。

答 え 天野正保総務課長

まず、内野コミュニティセンターについてですが、外壁の剥がれ落ちた箇所などを今年度に修繕しております。

このように、適宜老朽に伴う必要な修繕は実施していくとともに、計画に基づいた外壁全体の改修及び長寿命化対策の実施を検討してまいります。

次に、忍草コミュニティセンターについてですが、道祖神の準備、社交ダンス、フラダンスや大正琴の練習など、各種団体の活動場所として多く利用されております。

防災面においては、近くに防災倉庫を有しており、災害時の避難施設に指定されています。

答 え 天野勇人福祉保健課長

「施設の管理体制について」の内、「②内野老人センターの現在の使用状況と災害時の拠点としての方向性について」のご質問にお答えします。

内野老人センターの現在の使用状況ですが、新型コロナウイルス感染予防対策を徹底した上で利用していただいております。主に、高齢者を対象とした体操教室・からだ元気教室・百歳体操・健康相談・趣味等の自主的な活動・老人クラブ役員会・一般住民による利用等がございます。

また、内野老人センターの災害時の拠点としての方向性につきましては、必要な修繕・更新等を行い、施設の維持管理に努めて参ります。

次に「④両地区のゲートボール場におけるトイレ・手洗い場・休憩所等清潔で安全に使用するためにどのように捉えているのか」のご質問にお答えします。

ゲートボール場は、健康増進、介護予防、地域の絆づくりの拠点として忍草・内野それぞれ両地区に配置し利用していただいております。ゲートボール場の使用につきましては、新型コロナウイルス感染予防対策を徹底した上で利用していただいております。

また、施設を清潔に保つために利用者が使用後に必ず清掃を行っております。

議員ご指摘のトイレや手洗い場・休憩所等につきましては、不具合が認められた場合は適宜修繕等の対策を行っているところです。

今後につきましては、忍野村公共施設等総合管理計画に基づき、必要な更

新を実施したいと考えております。

答 え 渡邊顕麗教育課長

再質問のうち、村民ふれあいホールについてお答えします。

まず、施設につきましては、築年数も経過していることから随時修繕等を行っており、音響設備においても令和元年度に入れ替えを行っておりますが、議員ご指摘の、ミュージカルでの使用中に不備があったとの事ですので、早急に対応していきたいと思っております。

また、今後におきましても、優先度の高いものから順次修繕等を行い、村民の皆様が気持ちよくご利用していただけるよう努めて参ります。

再々質問 櫻井をさみ議員

忍野村公共施設等総合管理計画（改定：令和4年3月）、忍野村公共施設個別施設計画（令和4年3月策定）した計画で、両計画とも合わせて、今後の忍野村の公共施設管理体制になくはない計画です。答弁を見て感じたいことは10年単位で計画は把握されていると思われました。今回質問対象とした施設はより住民が直接身近で利用する施設に限り伺いました。

内野コミュニティセンター、忍草コミュニティセンターについての利用状況、管理については理解しました。

しかし、内野コミュニティセンターは、私自身利用する機会が多く、感じ、気づきがある、内野地区の災害時拠点となる施設である。外部の修復が必要な時は内部の傷み、老朽化も目立っている。内野コミュニティセンターの築年数30年経過している。

忍野村公共施設個別評価長寿命化維持保全方針による条件をみると、規模不適合、構造は適合、用途耐震は不適合となっている。この評価はどのように受け取ったら良いのか。

何時災害等が起きても必要不可欠の施設ということを念頭に伺い、今後も両計画により住民が安心して利用できる施設管理を行うことを求める。

内野老人福祉センター建築されたのが1975年（昭和50年）、建築後46年を経過している。災害時の受け入れ拠点にも指定されている。耐震基準も旧基準の適合である。必要な修繕・更新を行い維持管理に努めるとの事です、このまま使用を続けてもよいのか。

今後高齢者の増加もあり、施設の在り方を検討すべきと思うがどうか。

両地区のゲートボール場ですが、使用後はコロナ感染予防策の徹底し利用とのこと、不具合に応じて適宜修繕等対策を行うとのこと、両地区のゲートボール場が建設されたのが1991年（平成3年）です。

忍草ゲートボール場は2012年、

10年前に大規模改修が実施された。内野ゲートボール場は、忍野村総合管理計画によると改修がされていない。施設の利用人数も年間3600人が利用している。

老朽化してもゲートボール場は両地区の大事な利用施設で、利用者は高齢の方が多く、良い環境で楽しめるように検討していただきたい。

村民ふれあいホールは、利用者が、皆同じように機器を使用するかというと違います。

今回は演劇での利用について主に伺いました。この間、教育課長、担当者と協議をさせていただく中で、公演等で支障があった設備について検討、対応を始めており、順次修繕等を行っていく計画であるとのことでした。

来年は、良い環境で子どもたちを中心とした参加型ミュージカルの公演が開催できるものと期待しています。質問については答弁はおりません。

答 え 天野正保総務課長

忍野村公共施設個別施設計画における維持保全方針につきましては、現地調査に基づいた結果であります。

議員ご指摘のように、今後とも計画に基づいた施設管理を行っていき、更には実際の施設の状態も注視しながら、

内部の傷み、老朽化にも適宜対応していきたいと考えております。

答 え 天野勇人福祉保健課長

内野老人福祉センターのご質問にお答えします。

「内野老人福祉センターは建築から46年経過し、災害時の受け入れ拠点にも指定され旧耐震基準であり、このまま使用を続けてもいいか」とのご指摘をいただきました。

内野老人福祉センターにつきましては、建物の老朽化に伴う機能損失や住民サービスの低下を未然に防止する必要があると認識しております。そのために、日頃から定期的な点検や診断により機能低下の兆候を検出するために、法定点検に加え自主点検を実施しているところです。

現段階では、建物の異常は認められておりませんので、安心してご使用いただいているところです。今後につきましても、建物の適切な維持管理に努めて参ります。

また、「高齢化を踏まえた施設のあり方」につきましては、今後検討すべきであると考えております。

次に「内野ゲートボール場のトイレ・手洗い場・休憩室等の老朽化に伴い改修の意思はあるか」のご質問でございます。

内野ゲートボール場は、建築から約30年が経過し、老朽化が進んでいることは認識しております。一方で、維持管理が適切に行われており、不具合なく利用出来ている状況もございます。

質問② 忍野村特産品と保護維持体制について

問 い 櫻井をさみ議員

忍野村は、自然が豊かでおいしい水・甘みが濃いトウモロコシ・野菜類・生そば・トーフ・花豆などの産品がある。目の前には美しい富士山もある。それゆえに、忍野村として地域と共に村の特産品の保護維持体制に取り組み、富士山とのコラボレーションを考え将来につなげていかなければと考える。

忍野村の代表的な生産品トウモロコシの出回る時期になると販売所に行列ができる。「忍野のトウモロコシ」は大人気である。ブランド化する方法も考えられるのではないのか。どれを取ってみても、村を挙げて、

地域と共につかりとした体制を図り、保護維持体制まで長期的施策で農業を守る必要があると考えるが。

〔質問〕

①農作物の種子、種苗購入費助成事業補助金制度を行っているが、利用実績と、その他特産品含めて、同様に進めている施策はあるのか。

②生産された産物の流通等の調査等は行っているのか。

③農業生産維持体制の施策について、どのように捉えているのか。

答 え 渡邊 仁観光産業課長

まず、農作物の種子、種苗購入費助成事業補助金の利用実績については、以下年度、利用件数、利用総額の順に申し上げます。

令和元年度10件30万3千円、令和2年度27件97万8千円、令和3年度21件65万4千円、令和4年度は、本年12月8日現在申請金額ベース、支払い見込み額を含み、17件61万2千円となります。

その他、特産品を含めて同様に進めている施策としては、J Aクレイン忍野支店で実施しております「忍野村産ブランド化とうもろこし部会」活動の事業費を補助しております。

次に、生産された産物の流通等の調査等は行っております。

次に、農業生産維持体制の施策については、農業基盤整備、農地集積、担い手の確保と当該維持体制は多岐にわたり、多額の費用負担も見込まれるため、計画的、効果的な施策展開を村民の要望を踏まえて実施していくことが肝要であると考えております。

再質問

櫻井をさみ議員

過去忍野村の大事な産業であった「農業はどうなっていくのか」という思いで改めて伺います。

①忍野村の農業をどう考えているか。

②農地の在り方、耕作放棄地への取り組み等々。

③生業として農業を行っている方々が生産した産物の出荷先調査は行っていますか。

④生産者とJAKクレイン忍野支店で実施している「忍野村産ブランド化とうもろこし部会」活動事業費補助を行っているとのことだが、大いに期待している。

忍野村とのかかわり方は今後どうしていくのか。答弁を求める。

答 え 渡邊 仁観光産業課長

本村の農業は、年の半分のみが農繁期の高冷地にあるため、夏季集中的に収穫が可能な作物しかも高収益が望める作物の導入・作付が必要だと考えて

おります。

農地の在り方、耕作されない農地への取り組みとしましては、農業基盤整備、農地集積、担い手の確保を推し進めていくことに尽きると考えております。

「生業として農業を行っている方々が生産した産物の出荷先調査」は行っておりませんが、全国統計からみると農協への出荷が7割超の結果がございまして、当村においても同様の傾向があることを認識しております。

「忍野村産ブランド化とうもろこし部会」とのかかわり方につきましては、本村のとうもろこしの品質、おいしさ、高冷地であるための時期の差異等のPR等に努めるなど側面的な支援を実施することと、1回目に質問でお答えしたとおり、活動の事業費を補助しております。また、とうもろこしの加工品についても検討を重ねております。

再々質問

櫻井をさみ議員

忍野村の農業は、1年の半分が農繁期の高冷地であり、夏季に集中して収穫が可能な作物、しかも高収益が望める作物の導入・作付が必要であると考えているようですが、この状態は今はまったわけではないと思う。

そこで、実際に現在取組みを進めていることがあると考えるが、具体的な説明を求める。

農地の在り方、耕作放棄地への取り

組みは、農業基盤整備、農地集積、担い手の確保を推し進めることに尽きるといいますが、具体的にそれぞれについて何時からどのように政策として取り組みを行い、現在進行はどうになっているのか答弁を求める。

次に「忍野村特産品」としての「トウモロコシ」などの出荷先の調査は行っていないとのこと、地域最大の特産品としてデータは必要ではないのか。実態把握はどうしているのか。

「忍野村産ブランド化とうもろこし部会」の支援も側面的に行っているとのことだが、担い手の就業者も、若くはない、積極的な支援を更に検討することが必要ではないか。

最後に、現在販売中のとうもろこし加工飲料の売れ行き状況はどうか。とうもろこしの加工品補助についても検討を重ねているとのことだが、新製品開発に取り組んでいるのか。

答弁を求める。

答 え 渡邊 仁観光産業課長

実際に現在取組みを進めている事項について説明させていただきます。

忍野村産のとうもろこしのブランド化はまさにその取り組みの一環であり、

関連する加工品の施策はそのブランド化したとうもろこしの「特産品」としての流通をより潤滑にしていくための方策につながると考えております。

次に、農業基盤整備、農地集積、担い手の確保については、現在内野原地区で計画を進めております土地改良事業が来年度より本格的に始動いたします。この事業により、農道、水路、鳥獣害防止柵などの農業基盤が整備され、また、農地バンクの適切な利用推進からの農地集積を実施し、それに伴う担い手の新規参入を期待するものであります。

出荷先の調査については、農業従事者のご協力によるところが大でありますので、データ収集の必要性和効果を勘案して検討してまいります。

次に「忍野村産ブランド化とうもろこし部会」への積極的な支援を更に検討していくことが必要であると考えております。「とうもろこしドリンク」の売れ行き状況は、令和4年12月19日現在納品ペースで、販売が5592本であり、イベント等への提供した本数が1020本、都合6612本となり、残りしました在庫は396本となっております。

また、新製品開発は、豆腐、フランクフルトなどの加工品試作、コロッケ、炊き込みご飯のレシピ考案、とうもろこしペーストの作成等に取り組んでおります。

今年度の事業としましては、去る6月16日に試作品の試食会を開催し、お披露目を致しました。

ここが
聞きたい!

一般質問



渡邊 壽幸
議員

質問① 忍野小学校建設工事 設計監理について

問 い

渡邊 壽幸 議員

施工監理には、多くの設計業務と重なる部分があり、ややもすると二重に請求されることがあるが、契約においてそのことは確認しているのか。

答 え

渡邊 顕麗 教育課長

忍野小学校の設計業務につきまして、基本設計業務と実施設計業務を発注しており、施工監理については設計業務とは別発注となりますので、重なる部分は無い事を確認しております。

質問② 忍野小学校一期工事 の発注について

問 い

渡邊 壽幸 議員

① 先の全員協議会でも質問したが、「令和4年10月25日公示・公告3・特定建設工事共同企業体の結成及び入札資格審査のうち、入札を希望する共同企業体は、入札参加資格を証明するため、次に従い特定建設工事共同企業体建設工事入札参加資格申請書並びに入札参加資格確認申請書等関係書類を提出してください。」と記載されており、その関係書類の⑥に経営事項審査結果通知書（直近のもの）と明記されている。

この工事の共同企業体の審査は、関係書類を提出し、それに基づいて入札資格を審査するとあり、入札に参加した2JVとも次の点で入札参加資格がないと思われるが、お答え願いたい。

(1) JVの構成員のうち、タカムラ建設、富士急建設、コバヤシ工業は直近の経

営事項審査で1000点を超えていない。

(2) タカムラ建設は直近の経営事項審査を提出していない。（全員協議会で議員の質問に対して提示されたのは令和3年9月のものである。）

② 建設工事費について

(A) 令和2年9月時点の建築予算、27億6200万円（税込み）で大宇根建築設計事務所が採用された。

次に令和4年3月の議会では、約36億5200万円の予算計上。全員協議会の説明では27億6200万円は消費税が入っていないためと増築があること、及び令和3年11月に価格の見直しを行い15%アップしたので36億5200万円になったとの説明であったが、この説明には大きな間違いがある。

つまり、27億6200万円は税込みであり、195㎡（約2.7%）増えているので、忍野村の説明通り計算しても32億6200万円であり、約3億9千万円の差が生ずる。このことの説明を求める。

(B) 今回の一期工事の落札価格について

約25億300万円の予定価格では入札者がおらず、約1ヶ月に再入札し、27億5800万円で落札している。

この入札について質問する。

(ア) 予定価格の算出方法について(10・

1%アップと非常に高い)。約1ヶ月では修正積算は不可と思われるが、その点も含めて説明されたい。

(イ) 入札時に業者に提出させる内訳書の提出を求める。

(ウ) 落札比率が99.46%と、予定価格非公開にしては非常に高いが、疑問に思わなかったか。

答 え

天野 正保 総務課長

まず(1)、「JVの構成員の内、タカムラ建設、富士急建設、コバヤシ工業は直近の経営事項審査で1000点を超えていない」との質問であります。直近の経営事項審査につきましては各社1000点以下であります。

しかし、入札参加資格は、市町村総合事務組合が令和3年度及び令和4年度の2年間有効として取り纏めている定期審査による入札参加資格者名簿を資格基準としており、その資格基準点数は全社1000点を超え、3社共に入札参加資格は何ら問題なく有資格企業であります。

次に(2)、「タカムラ建設は直近の経営事項審査を提出していない」（全員協議会で議員の質問に対して提示されたのは令和3年9月の者である。）との質問であります。議員ご指摘のとおり、入札参加資格申請書への添付資

料は令和3年9月のものですが、申請時点で有効期限内（1年7ヶ月）であり、また、当該企業が切れ目なく継続して経営事項審査を受けていることを確認しております。

しかし、添付資料が最新のものでなかったとの指摘は、今回の入札への影響はありませんが事務の見直しを図ってまいります。

次に、(B)「今回の1期工事の落札価格についての内、(イ)の「入札時に業者に提出させる内訳書の提出」であります。閲覧で対応させていただきます。

(ウ)の「落札価格が99.46%と予定価格非公開にしては、非常に高いが疑問は思わなかったか」であります。建築資材等の高騰により入札参加企業も入札価格の決定には大変苦慮し、その結果の落札価格であると考えます。

答 え 渡邊顕麗教育課長

「忍野小学校 1期工事の発注についての(A)の「令和2年9月のプロポーザル時には建築予算27億6200万円であったものが、令和4年3月議会での予算計上では36億5200万円となり、村の説明通りでは32億6200万円となり、約3億9千万円の差が生ずるこ

とについての説明を」との質問にお答えします。

まず、3月議会での回答で消費税が入っていないため、と15%の物価上昇との回答をしましたが、正しくは消費税は関係なく、約21.35%の物価上昇によるものでしたので、ここでお詫び申し上げ、訂正させていただきます。

それでは21.35%の物価上昇について説明させていただきます。

令和2年のプロポーザル時の建築予算の平米単価については、平成29年3月に作成した、「忍野小学校校舎改修等ケーススタディ業務」のデータがあったので、これを使い算定した結果、税込み27億6200万円の金額となりました。

次に資料1をご覧ください。

(一財)建設物価調査会総合研究所「建設資材物価指数 2020年3月分」です。この資料の下の表を見ていただくと2011年(平成23年)の平均を100としてみた場合、平成29年は2017年なので、建築部門を見ていただくと、指数として104.0です。

次に資料2をご覧ください。

こちらは、2021年11月分ですが、上部の建設資材物価指数、今月の動向を見ますと、建築部門では126.2という指数が出ており、物価の上昇がみられます。2017年と2021年を

比較しますと21.35%の増加になります。

令和2年のプロポーザル時の算定額の27億6200万円に上昇率の21.35%を掛けると33億5169万円となり、プロポーザル時の面積である7200㎡で割り、実施設計終了時の面積である7395㎡を掛けると、34億4246万円となります。

また、忍野小学校校舎改修等ケーススタディ業務時には既存北棟改修工事は予定されていなかったことから、改修費として8800万円と管理費の7300万円を計上すると、合計36億346万円となりますので、4854万円の差となりますので、ご理解いただきたいと思えます。

次に、(B)の1期工事の落札価格についての(ア)の予定価格の算出方法についての質問にお答えします。

令和4年9月15日の入札が不落となったことから、設計金額の見直しを行いました。見直しは設計業者が行い、刊行物単価の入れ替え、見積もりの再徴取、見積もり金額を採用している項目のうち、業者へのヒアリングに基づく見積もりの掛け率の見直し、設計の見直しによる項目の追加や金額の見直しを行い算出し、令和4年10月25日に公告を行いました。

再質問 渡邊壽幸議員

①総務課長の1回目の答弁について

令和3、4年度の入札参加資格申請書により評点を審査するとは、公告の中には記されていない。この公告は忍野小学校建設工事に特化されたJVを審査するものであり、公告の中に3・特定建設：入札参加資格審査の項目があり、提出書類①～⑦で審査すると明記されている。そして、その中の⑥経営事項審査結果通知書*直近の写しを添付すること、と記載されている

このことは、①～⑦の書類により、この入札資格を審査することと誰もが解釈する。ちなみに、法律相談を利用し、2人の弁護士にこの文書すべてを見せ、どう解釈するかと聞いてみたが、私と同じ解釈であった。

・この2JVの6社の2年分の経営事項審査結果通知書の写しの提出をもとめる。

・全員協議会で、村よりタカムラ建設が提出した直近の経営事項審査結果通知書として示されたが、これは直近のものではない。直近のものは令和4年3月31日付のものである。つまり、タカムラ建設は直近の経営事項審査結果通知書を提出していないので、提出書類不備で失格であり、忍野村がこのJ

Vを資格ありとするのはおかしい。
経営事項審査結果通知書の有効期限を1年7か月と主張しているが、これは決算時期等を考慮しての最長の場合であり、本件は、令和4年3月31日に審査しているので該当しない。

(a)この令和3年9月のものが直近の経営事項審査結果通知書であるか。

(b)タカムラ建設は、⑥における提出書類を虚偽のものを提出しているのこの点においても失格と思うが。
この2点について答弁されたい。

答 え 天野正保総務課長

先ず、「総務課長の1回目の答弁について」でありますが、先程の繰り返しになりますが、全社共に入札参加資格は何ら問題なく有資格企業であります。

次に、「経営事項審査結果通知書の写しの提出」につきましては、閲覧で対応させていただきます。

次に、(a)「この令和3年9月のものが直近の経営事項審査結果通知書であるか」との質問であります。これも先程の繰り返しになりますが、全社共に切れ目なく継続して経営事項審査を受けていることを確認しております。

次に、(b)「タカムラ建設は⑥における提出書類を虚偽のものを提出しているの、この時点で失格と思うが」

との質問であります。企業は公共工事を請け負うにあたり、継続して経営事項審査を受けていることが参加要件のひとつであり、当該企業は有資格であることを確認しております。

再々質問

渡邊壽幸議員

2回目の答弁も相変わらず同じ答弁。もし、忍野村の答弁にあるように、各年度の経営事項審査を受けていることを確認するのが目的ならば、直近の2年間とすべきである。タカムラ建設の経営事項審査結果通知書は直近のものではない。このことをタカムラ建設が知らない訳がない、承知の上で虚偽の書類を提出し、忍野村もそれを受理し資格ありとしている。明らかに虚偽申請であり失格である。

直近のものを提出するようにと公告をしておきながら、直近のものを提出しなかったことは今回の入札には関係ありませんと答えている。それなら、公告し、提出するよう求めた書類がい加減なものでも入札の資格や入札には問題がないということか。

公告に特定の会社が入札できないように、確認事項の(12)に通常は入れない条項や地域要件を入れるなど、通常の一般競争では考えられない偏った、公平とは言えない入札条件であった。

何が何でも、タカムラ建設をJVに参加させなければならぬと策を弄しているように思えてならないのは私だけだろうか。

教育課長の一回目の答弁について。

忍野村が先に示した36億5200万円の根拠であるが、前回の忍野村の説明とは違うものであるが、予算取りの説明としては了承する。

ここで1点質問する。

忍野村は、6社のプロポーザルの結果として大宇根建築設計事務所を採用しているが、審査員の中には審査対象の6社のうち2社の各審査項目すべてに100点をつける審査員もおり、100点をつけられた2社のうちに大宇根建築設計事務所も入っているなど、審査が公平に行われていないと思われるところもある。

忍野村は、採用された大宇根建築設計事務所の案の提出をかくくなく拒んでいるが、グラントの約30%を潰し、3階だけの校舎を建てる案が大宇根建築設計事務所のプロポーザルの中にあつたかどうか答えて下さい。

答 え 天野正保総務課長

先ず、「経営事項審査」についてであります。入札参加資格申請書への

添付資料は令和3年9月のものですが、申請時点で有効期限内(1年7ヶ月)であります。

また、企業は公共工事を請け負うにあたり、継続して経営事項審査を受けていることが参加要件のひとつであり、当該企業が切れ目なく継続して経営事項審査を受けており、有資格であることを確認しております。

更には、入札参加資格は市町村総合事務組合が令和3年度及び令和4年度の2年間有効として取り纏めている定期審査による入札参加資格者名簿を資格基準としており、その資格基準点数は全社1000点を超え、入札参加資格は何ら問題なく有資格企業であります。

入札参加資格及び入札は適正に行われております。

答 え 渡邊顕麗教育課長

「忍野小学校一期工事の発注について」の再々質問にお答えします。

ご質問はプロポーザルの内容について聞かれておりますが、プロポーザルの情報開示につきましては、忍野村情報公開条例に基づき非開示情報となっておりまして、ご理解いただきたいと思います。

質問③

忍野村の財政状況について

問

渡邊壽幸議員

忍野村は不要不急の専決を繰り返し、12月議会に提出された分まで、村の予算総額は76億4千万円である。69億1200万円の当初予算に比べ、7億2800万円の増額である。

今後、忍野小学校の建設に44億円超の費用が予想される中、忍野村次年度から交付団体になりかつ、財政状況の悪化が懸念される。

現在の財政状況、並びに来年、再来年の財政の見通しを、主に大きく変わると予想される項目別に教えてもらいたい。

答

天野正保総務課長

まず、令和4年度に本村は普通交付税交付団体となっています。

歳出総額の主な構成項目となっているのは、人件費、物件費、補助費等、普通建設事業費であります。

また、人件費及び物件費は類似団体平均と比較し、近年は低い水準で推移

しており、今後の見通しも同水準で推移するものと考えております。

補助費等は、新型コロナウイルス感染症対策により例年に比べ高くなっているが、規制緩和に伴い今後の見通しは減少していくと思われます。

引き続き、村独自の助成制度における費用対効果や妥当性を検証し見直しを図っていきます。

普通建設事業費については、小学校建設が令和4年度から令和7年度、観光交流拠点ネットワーク整備事業が令和4年度から令和5年度までの継続事業となっており、普通建設事業費の増加が見込まれます。

また今後の見通しは、公共施設の老朽化が進み、公共施設等総合管理計画や個別施設計画に基づく施設の統廃合や複合化などが急務となっております。

全体を通して、現在のところは類似団体と比較すると総じて低い水準にあります。公共施設の老朽化対策による歳出増が今後予想されるため、全体事業費を引き続き抑制していく必要があります。

再質問

渡邊壽幸議員

質問したのは、状況説明は勿論ですが、ここ2、3年の間の無計画とも思える財政執行により、忍野村の財政

が悪くなっているのではないかとと思われるので、今後の令和4年度、令和5年度、令和6年度、令和7年度の財政状況の見込みをお答えください。文言でなく、当然先を見据えた計画を立てているでしょうか、概算の数字で結構です。

忍野村も交付団体になり、令和4年度は10億円の起債（借金）をしております。今後も、忍野小学校建設には総額40億円とも50億円ともいわれるお金がかかります。

それに加えて、仮称道の駅、二十曲がり公園、東京都の住民所有の土地（約6千万円）購入などを、多くの案件を専決し、無秩序ともいえる予算の使い方をしているとは思えません。

そういうことも含めて、財政調整基金の各年度の増減、起債の額等予想される金額を示して説明してください。

答

天野正保総務課長

まず、財政調整基金の各年度の増減について説明します。

基金の総額については、令和4年度末見込みで約38億円、その内、財政調整基金の残高は約15億円となります。

財政調整基金が減少している一方、その他特定目的金のふるさと納税基金等が増加しています。

このことから事業の見直しを含め、基金の活用方法を見直していき、予算規模を平準化していく計画です。

続いて、起債額についてですが、一般会計の現在の起債残高は約3千万円、小学校建設に伴う起債は令和4年度に約9億円、令和5年度から7年度にかけて約13億円、総額で約22億円の起債を予定しております。また、今後の起債につきましても交付税算入が見込める有利なものを検討してまいります。

令和4年度から7年度の財政状況ですが、新型コロナウイルス感染症対策や小学校建設事業があることから、60億円から65億円の予算規模で推移していく見込みです。

再々質問

渡邊壽幸議員

コロナ対策費用は現状だと、100%国の負担であろうから、これは考えなくてもよいと思われる。

(1)令和4年度末見込みの基金の総額38億円の内訳及び基金について、用途制限があるのか。あればその詳細の説明をお願いします。

(2)ふるさと納税基金が増加しているというが、今後の予想、その品目の内訳、送料など各品目ごとの費用、実際に税収としての正味の収入は。

(3)忍野小学校建設の工事費は、当初概

算で27億5200万円くらいであったが、最終的には45～50億円になると予想される。

総額で22億円の起債（借金）で足りるのか。この22億円の起債は工事費をいくらで考えた数字なのか。22～28億円の増額が予想され、8億7千万円の補助金を考慮しても、13～19億円の不足が生ずるとおもうがどうだろうか。このことについての説明を求める。

答 え 天野正保総務課長

まず、(1)令和4年度末見込の一般会計の基金総額の内訳を説明いたします。

・財政調整基金は「年度間の財源の不均衡を調整するための基金」で年度末残高は約15億円です。

・減債基金は「地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金」で年度末残高は約1・8億円です。

・その他特定目的基金は「財政調整基金、減債基金の目的以外の特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるために設置される基金」で各年度末残高は、

①おもいやり福祉基金 約3千万円
（住民が主体となつて行う福祉活動を活発化するため）

②公共施設整備基金 約5・2億円

③教育施設整備基金 約3億円

④村営住宅建設基金 約6千万円

⑤ふるさと振興基金 約5千万円
（地域振興事業費の財源）

⑥保健センター施設整備基金
約4千万円

⑦公園施設整備基金 約1・6億円

⑧特定防衛施設周辺整備基金
約2・5億円

⑨ふるさと納税基金 約3・5億円
（忍野村を応援するために寄せられた

寄附金をそれぞれの寄附者の思いを実現するための事業の財源）

⑩地域活性化基金 約2・7億円

（「夢と希望のあるふるさとづくり」を推進し、住民及び村が一体となつて取り組む地域活性化事業資金に充当する財源）

⑪森林環境譲与税基金 約5百万円
（間伐や人材育成、担い手の確保、木

材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に要する経費の財源）

⑫土地開発基金 約6千万円

であります。

次に、(2)ふるさと納税基金について説明いたします。

今年度は全体で4億円の寄付金を見込んでおります。返礼品の内訳といたしましては、ミネラルウォーターが85%、エアコン交換工事、トイレ交換工事が7%、卵が4%を占めております。

その他では、とうもろこしや鶏肉、村内飲食店のお食事券などであります。

また、寄附金額のうち返礼品代が約30%、送料、振込料などの手数料が約10%、その他委託料が約15%で、実際の収入は約45%であります。

令和4年度の見込みといたしましては、

・寄附金 4億円

・返礼品代金 1億2千万円

・手数料 4千万円

・委託料 6千万円

・実収入 1億8千万円

であります。

次に、(3)小学校建設事業の工事費についてであります。現状での小学校建設事業の総額は36億5千万円で、財源内訳は補助金8億4千万円、起債は22億4千万円、基金4億9千万円、一般財源8千万円となります。

物価高等の懸念はありますが、増額となった場合は、財政調整基金等の取り崩しではなく、将来にわたる負担の平準化を目的に起債を行っていく計画です。

質問④ 富松氏外からの 土地購入について

問 い 渡邊壽幸議員

村内の人からの土地購入と思つていたが東京の人からの土地購入と聞いて非常に驚いた。この土地購入については非常に疑問がある。

(ア)臨時議会を開いて、議会の混乱に乗り専決してまで支払いを急ぐ必要があるのか。

(イ)安いからとの説明であつたが、そんなに安いのなら忍野村の税金を使つて買わなくても買う人はたくさんいるだろうが、なぜ税金で買うのか。

(ウ)価格について、近傍の取引を参考にして算出したとのことであるが算出の根拠を示してほしい。（地目別、地番等）

(エ)不動産業者が関与しているとのことなので、その名称、契約書の提出。

答 え 天野正保総務課長

まず、(ア)の「臨時議会を開いて、議会の混乱に乗り専決してまで支払いを急ぐ必要があるのか。」との質問で

すが、当該地権者からこの土地売却希望協議で、「遺産整理を行うにあたり当該地権者も高齢（80歳）であるため、出来る限り早急に対応していただきたい。」との依頼があったことに対応したものです。

次に、（イ）の「安いから」との説明であったが、そんなに安いのなら忍野村の税金を使つて買わなくても買う人はたくさんいるだろうが、何故税金で買うのか。」との質問ですが、買い取り希望届が本村に提出されたことに伴い、内容を精査した結果の土地購入です。

次に、（ウ）の「価格について、近傍の取引を参考にして算出したとのことであるが、算出の根拠を示してほしい。（地目別、地番等）」とのことですが、閲覧で対応させていただきます。

次に、（エ）の「不動産業者が関与しているとのことなので、その名称、契約書の提出」との質問ですが、不動産業者は大和ハウス工業（株）であります。

また、契約書につきましては閲覧で対応させていただきます。

再質問

渡邊壽幸議員

近傍の土地の取引を参考にして、価格を決めた。閲覧資料は示されていない。早急に示してください。

先の総務課長の答弁では、大和ハウス工業が間に入ったとのことであるが、

契約は富松氏と忍野村であった。

議会に出てきたのは11月頃であり、臨時議会を招集し、議会の混乱に乘じて忍野村長の専決で決定している。総務課長でなく、決定したのは村長であるから村長の答弁を求める。

①地権者がなんの前触れや紹介もなく村長室を訪ねてきたのか。

②買取希望届が出されたので買い取る。その決定過程を説明してください。

③安いから買うというが、そんなに安く魅力がある土地なら、財政状況がこれから厳しくなるなか、自分で買う、知人に紹介するなど、外に方法はあると思うがどうだろう。

④80歳で高齢だからとして、臨時議会を開いて議会の混乱に乘じて意図的に専決して買っているが、特別な関係が村長と富松氏との間にはあるのか。世間の常識ではここまでして、しかも税金を使い売買しないと思うがどうだろうか、説明されたい。

答 え

天野正保総務課長

まず、①の「地権者が何の前触れもなく村長室を訪ねてきたのか。」との質問ですが、当該地権者は土手上地区にも土地を所有しております。

この土地は建設課で計画しております。渋川排水路改修工事の対象用地であり、令和元年7月頃に工事に伴う用地

交渉を行っており、また、御主人が亡くなられた令和3年以降、遺産整理に伴う当該土地活用のため幾度か来庁している聞いております。

次に、②の「買い取り希望届が提出されたので買い取ることにしたとあるが、その決定過程を説明してください。」との質問ですが、これにつきましては、土地所有者より土地買い取り希望届が提出され精査検討した結果、買い取りをいたしました。

次に、③の「安いから買うことにしたというが、そんなに安く魅力がある土地なら、財政状況がこれから厳しくなるなか、自分で買うとか、外に方法はあると思うがどうだろう」との質問ですが、土地所有者より「公共事業等で役立ててほしい」との要望に対応したものであります。

次に、④の「何か特別な関係が村長と富松氏との間にあるのか等」でございしますが、関係はありません。

再々質問

渡邊壽幸議員

特別な関係にない人が、役場を尋ね、公共事業に役立ててほしいから土地を買ってほしい、遺産整理のため幾度か来庁した、土手上の土地が工事のため

必要だから令和元年7月に土地交渉をして面識があったと言うが、その時交渉はどうだったのか。答えてください。

この工事はそれ以降進捗していないし、その対象の土地面積は数十㎡の面積ではなかったか。更に、シユガ口近辺の土地約6反歩（約6000㎡）も同じ富松氏の所有でこれも購入する。

忍野村の住民の申し出ならともかく、東京都民の土地を、これから忍野小学校の建設で当初予算より13～19億円の建設費が必要になり、財政状況がますます悪くなるのは確実な今、5500万円もの税金を使い、不必要な土地購入をすべきではないと思うが、重ねて村長の答弁を求める。

答 え

天野正保総務課長

まず、「土手上地区の用地交渉の経過、及び工事の進捗状況」との質問ですが、渋川分派に伴い、平成30年度に用水路改修のため桂川接続部分までの護岸設計を行い、富松氏の土地が一部必要になったため、平成31年3月に立ち合いを行っております。

幾度かの用地交渉を重ね令和4年5月に再度用地交渉を行い、前向きな回答をいただいております。買収予定面積は57.59㎡でありました。

次に、「現在の財政状況では土地購入をすべきでない」との質問ですが、これにつきましては、土地所有者より土地買い取り希望届が提出され、精査検討した結果、買い取りをいたしました。



お知らせ

議会だより第103号は、忍野村ホームページにも掲載しています。

忍野村議会事務局 TEL.0555-84-3111
TEL.0555-84-7780（直通）

